

協会員の役職員に対する処分の考え方

平成 22 年 9 月 14 日制定

平成 25 年 6 月 18 日改正

令和 5 年 6 月 20 日改正

日本証券業協会

本協会が行っている協会員の役職員に対する処分には、行政処分と自主規制処分がある。行政処分の直接的な目的は、外務行為からの不適格者の排除であり、自主規制処分の直接的な目的は、協会員の役職員による法令等違反行為の抑止や再発防止及び金融商品取引業の信用を著しく失墜させるような行為を行った者の業界からの排除である。行政処分や自主規制処分が目指すものは、これらの処分を通じて、有価証券の売買その他の取引等の公正を確保することにより、投資者の保護を図り、もって金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持、向上に資することにある。

I. 処分の検討要素

処分を行うに際しては、法令等違反行為の内容、罰則の有無及び重さ、常習性（違反回数、行為の期間）、取引金額、事故金額、顧客被害の程度（顧客数、顧客被害額）、過去の行政処分及び自主規制処分の有無、役職、情状（故意、隠蔽の有無、動機、原因、方法、手口、利得の有無、被害者との関係、被害の弁済状況、利得の還元等の状況、発覚の経緯等）、刑事訴追の有無並びに反社会的勢力の関与の有無等の諸点を考慮し、行為の重大性、悪質性、反復可能性、社会的影響度等を総合的に審査する。

II. 審査の指針

登録を受けている外務員が金融商品取引法第 64 条の 5 第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合で、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるものであるときは、登録取消しとし、登録取消しに至らないものであるときは、職務停止の検討を行う。（外務員資格処分について、準用する。）

1. 法令等違反行為の内容、罰則の有無及び重さ、違反回数や期間、取引金額、事故金額並びに顧客被害の程度（顧客数、顧客被害額）に応じた処分とすることを基本に、以下の諸点を考慮し、行為の重大性、悪質性、反復可能性、社会的影響度等を総合的に審査する。

(1) 過去の行政処分及び自主規制処分の有無に応じ加重する。

- (2) 役職の高さ（代表者、内部管理統括責任者、役員、部長、支店長、営業責任者、内部管理責任者等）に応じ加重する。
- (3) その他、情状（故意、隠蔽の有無、動機、原因、方法、手口、利得の有無、被害者との関係、被害の弁済状況、利得の還元等の状況、発覚の経緯等）等に応じ加重又は軽減する。
- (4) 協会員が法令等違反行為の事実を把握する前に、行為者自らが協会員に法令等違反行為の事実を申し出た場合は軽減する。

2. 特に以下の行為については、登録取消しを原則とし、登録取消しとならない場合であっても、重い職務停止処分とする。

- (1) 顧客資産の横領、顧客への詐欺的行為
- (2) 金融商品取引法上重い罰則のある行為（相場操縦やインサイダー取引等）
- (3) 顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為
- (4) 役員等による協会員の法令等違反を主導する行為
協会員が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合において、協会員の役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び執行役員が主導的な役割を担っていたと認められる場合
- (5) 再違反行為
過去に法令等違反行為を行った者が、再度法令等違反行為を行い、次のいずれかに該当する場合
 - ① 1月を超える期間の処分を受け、その決定を受けた日から5年以内に、再度1月を超える期間の処分に相当する事由が生じた場合
 - ② 処分を受け、その決定を受けた日から5年以内に、再度処分を受け、かつ、当該5年以内の期間中にさらに処分に相当する事由が生じた場合

3. 欠格事項該当者に対する処分

- (1) 金融商品取引法第29条の4第1項第2号イからリまでのいずれかに該当することとなり、以下のいずれかに該当する場合は、登録取消しとする。
 - ① 欠格事項の起因となった行為が、金融商品取引業又はこれに関連するものである場合
 - ② 欠格事項の起因となった行為が、刑法上の重大な犯罪である場合
 - ③ 金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼を失墜させる場合
- (2) 上記(1)に該当せず、禁錮以上の刑（金融商品取引法第29条の4第1項

第2号ハ)を受けることとなった場合は、登録取消しとする。ただし、執行猶予があった場合は、刑期に応じた職務停止とする。

- (3) 外務員登録の時点において登録拒否要件（金融商品取引法第64条の2第1項）に該当していたことが登録後に判明した場合は、登録取消しとする。

4. 法令等違反行為者に対する不都合行為者の取扱い

協会員の従業員が退職し又は協会員より解雇に相当する社内処分を受けた者で、かつ、その者が行った法令等違反行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるものである場合は、不都合行為者の取扱いとする。このうち、金融商品取引業の信用への影響が特に著しい行為を行ったと認められる者を一級不都合行為者とし、その他の者を二級不都合行為者とする。

A. 一級不都合行為者の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、一級不都合行為者の取扱いを検討する。

※平成22年7月1日以降の行為（ただし、(2)は平成25年6月18日（本報告書公表日）以降の行為）に限る。

- (1) 金融商品取引法上重い罰則のある法令違反行為（例えば、相場操縦やインサイダー取引等）を行った場合又は金融商品取引業に関連して重大な違反行為（例えば、贈賄、利益供与等）を行った場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合
- (2) 金融商品取引法第192条の2により氏名公表された場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合
- (3) 金融商品取引業に関連して、顧客資産の横領、顧客への詐欺的行為等を行った場合又は専ら自ら（親族、友人、知人その他の関係者を含む。）の利益を追求する目的で法令等違反行為を行った場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合
- (4) 金融商品取引業に関連して、反社会的勢力と共謀して法令等違反行為を行った場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合
- (5) 過去に不都合行為者の取扱いを受けた者について、再び不都合行為者の取扱いを検討する必要がある場合

B. 二級不都合行為者の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、二級不都合行為者の取扱いを検討する。

- (1) 登録取消処分の対象となる行為を行った場合

(2) 協会の役員及び執行役員が法令等違反行為について主導的な役割を担っていたと認められる場合

5. 営業責任者資格及び内部管理責任者資格の取消し又は停止

(1) 営業責任者又は内部管理責任者自らが法令等違反行為を行った場合

(2) 営業責任者又は内部管理責任者がその責務を十分果たしていなかった場合
(法令等違反行為を認識していたにもかかわらず、意図的に隠蔽又は放置した場合等)

※1 営業責任者の資格停止処分については、平成9年9月1日以降の行為に限る。

※2 営業責任者及び内部管理責任者の資格取消処分、内部管理責任者の資格停止処分及び1年を超える営業責任者の資格停止処分については、平成21年9月30日以降の行為に限る。

以 上